



# 相談9割 労基法違反

介護・保育ユニオン 今後関西でも活動

森進生代表

介護・保育・障害者施設などで働く職員のための労働組合「介護・保育ユニオン」（東京都世田谷区）は今年6月の発足以来、月に約70件の相談を受けている。そのうち、立ち入りや交渉まで行った件数は約20件。なお、介護分野の相談の中でも最も多いのがデイサービス勤務者からの相談で、次いで特別養護老人ホーム職員だといふ。

「相談の9割が、事業代未払いや休憩時間が確保できないなどの労働基準法違反によるもの。一般社会と照らし合わせて、ひどいと言わざるを得ない」と森進生代表は語る。

相談は介護士のほか、施設長などの管理職からも多く寄せられる。比較的低賃金な、サービス付き高齢者向け住宅のケアマネジャーも悩みを抱えているという。

最も深刻な相談は「過重労働の末の事故」に関するもの。「中同組合では、こうした労働基準法違反に基づく相談の問題は制度故に困るもの。」

制度への疑問 国に発信には、体調に不安があるためパートで入職したにもかかわらず、月8時間以上のサービス残業を強いられ、事故を起こしてしまった人もいる。管理者が毎日夜勤に入っているケースも多く、うとうとしてしまいナースコール

に気が付かない、といつた場合に起きた転倒などでの事故も後を絶たない」（森代表）

同組合では、こうした労働基準法違反に基づく相談の問題は制度故に困るもの。」

「国が定める人員配置基準では、労働基準法を守れる人員は確保できることはない。例えば、特養での2ユニットに1人の夜勤配置は労働基準法違反につながっている」という。

現在は東京と仙台を拠点に活動しているが、今後は関西での活動も視野に入れている

である以上、厚生労働省は全介護事業所に足を運び、実情を踏まえて体制を整えるべき」としている。今後も「介護業界が労働基準法を守れる業界になるよう、また、人が無駄に使い捨てられないよう、介護業界のプラス的なイメージを拡張する必要がある」との考えを発信していく。

業界団体連絡会 少子高齢化を考える懇話会